

令和5年度

田辺市障害福祉サービス従事者福祉定住促進事業 募集要項

【応募】

募集期間は令和5年4月1日から令和6年3月15日までです。

【提出先】

田辺市役所障害福祉室

〒646-0028 和歌山県田辺市高雄一丁目23-1 田辺市民総合センター1階

【問い合わせ先】

田辺市役所障害福祉室

○電話：0739-26-4902

○FAX：0739-25-3994

○E-mail：shougai Fukushi@city.tanabe.lg.jp

○受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分

【その他】

本募集要項のほか、助成金交付申請書等を、田辺市ホームページに掲載していますので、御参照ください。

田辺市障害福祉室

1. 事業目的

田辺市以外に居住している方で田辺市の指定地域（大塔・中辺路・龍神・本宮地域。以下、指定地域。）に転入し、指定地域の障害福祉サービス事業所で就労する方に対し、助成金を交付することで田辺市における定住を促進するとともに、地域に必要な人材を確保することを目的とします。

◎指定地域に障害福祉サービス事業所を開所する法人

社会福祉法人 田辺市社会福祉協議会

〒646-0028 和歌山県田辺市高雄一丁目 23-1 電話 0739-24-8319

社会福祉法人 中辺路白百合学園

〒646-1435 和歌山県田辺市中辺路町小皆74 電話0739-64-1484

社会福祉法人 やおき福祉会

〒646-0216 和歌山県田辺市下三栖1475-201 電話0739-23-5940

2. 助成内容

【就労者助成金】

(ア) 家賃助成金…月額 2 万円（上限）を 12 ヶ月間助成します。

※民間賃貸住宅（2 親等以内の親族が所有する住宅を除く）を対象とし、実質家賃負担額が 2 万円に満たない場合は、実質家賃負担額。なお、1,000 円未満の端数が生じたときは切り捨てた額になります。

(イ) 養育支援金 …月額 2 万円（定額）を 12 ヶ月間助成します。

※扶養する子ども（18 歳に達する以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）がいな
いときは、交付しません。

※子どもの人数にかかわらず定額です。

※他の公的支援制度との併用可能です。

(ウ) 引越業者又は運送業者への支払いに係る実費…10 万円（上限）

(エ) 就労準備費用（被服費、教材・書籍費）……………10 万円（上限）

(オ) 通勤用自動車購入費用の実費……………10 万円（上限）

(カ) 子どもの学用品購入費用の実費……………5 万円（上限）

(キ) 社会福祉主事等の資格を取得する費用の実費…89,000 円（上限）

【定住奨励金】

指定地域に定住し、指定地域の障害福祉サービス事業所において 3 年を超えて勤務した方に対して、定住奨励金 5 万円（定額）を交付します。

3. 対象者 次の全てに該当する方。

(ア) 指定地域に 3 年を超えて定住することを目的として転入する方

(イ) 指定地域内にある障害福祉サービス事業所に従事することが決定している方

(ウ) 年齢 50 歳未満で、普通運転免許を有する方又は取得見込みの方

(エ) 就職先の要請に応じ、社会福祉主事等の資格を取得する方

（資格を取得済みの方の場合、上記のア～ウ全てに該当する方）

3. 助成金交付までの流れ

- (1) 田辺市の指定地域に障害福祉サービス事業所を開所する法人に就職し、指定地域にある障害福祉サービス事業所において勤務することが決定する。
- (2) 田辺市の指定地域（大塔・中辺路・龍神・本宮地域）に転入し、市に転入届を行う。
- (3) 田辺市障害福祉サービス従事者の福祉定住促進事業助成金（就労者助成金）交付申請書に必要な書類を添付し、提出する（申請書は市 HP に掲載。郵送可）。
- (4) 提出された申請書が適当と認められれば、田辺市障害福祉サービス従事者の福祉定住促進事業助成金交付決定通知書を申請者に郵送します。
- (5) 申請者は令和6年3月中に田辺市障害福祉サービス従事者の福祉定住促進事業助成金実績報告書兼請求書を提出する（申請書は市 HP に掲載。郵送可）。
- (6) 提出された実績報告書兼請求書が適当と認められれば、田辺市障害福祉サービス従事者の福祉定住促進事業助成金交付確定通知書を申請者に郵送します。
- (7) 令和6年4月末までに助成金を支給します（指定口座への振り込み）。

4. 就労者助成金 交付申請（令和5年度）

次に掲げる「提出書類」を転入及び就労の開始日から3か月以内に提出してください（提出された書類の返却はありません）。なお、提出された書類の内容に関して、市から電話やメール等での問い合わせ、追加資料の提出を求める場合があります。

提出書類

田辺市障害福祉サービス従事者の福祉定住促進事業助成金（就労者助成金）交付申請書
（申請書は市 HP に掲載しています）

世帯の住民票謄本

雇用契約書の写し

住居に係る民間賃貸借契約書の写し

引越費用に係る領収書等の写し

就労準備費用に係る領収書等の写し

通勤用自動車購入に係る領収書及び車検証等の写し

子どもの学用品購入費用に係る領収書等の写し

社会福祉主事等の資格を取得する費用に係る領収書等の写し

その他市長が必要と認める書類

提出方法

提出書類を本募集要項表紙に記載の提出先へ持参又は郵送により提出ください。

交付決定

提出された申請書類に基づき要件・内容等を審査し、適当と認めるときは交付を決定し、

審査結果については書面により通知します。

5. 就労者助成金 実績報告（令和5年度）

次に掲げる「提出書類」を令和6年3月31日までに提出ください。

提出書類

田辺市障害福祉サービス従事者の福祉定住促進事業助成金実績報告書兼請求書

（実績報告書兼請求書は市HPに掲載しています）

家賃支払いに係る領収書又は預金通帳等の写し

社会福祉主事等の資格修了書の写し

※令和6年3月31日までに提出書類の準備ができない場合は、事前に相談ください。

提出方法

書類を本募集要項表紙に記載の提出先へ持参又は郵送により御提出ください。

交付額の決定

提出された実績報告の書類に基づき要件・内容等を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付額を決定し、結果については書面により通知します（必要に応じ、面接をお願いする場合があります）。助成金は令和6年4月末までに支給します。

6. 就労者助成金 更新申請（令和6年度）

次年度以降も助成金の交付を受けるためには、年度ごとに更新申請を行う必要があります。次に掲げる「提出書類」を令和6年4月末までに提出ください。

提出書類

田辺市障害福祉サービス従事者の福祉定住促進事業助成金（就労者助成金）交付申請書

（申請書は市HPに掲載しています）

世帯の住民票謄本

その他市長が必要と認める書類

※以下は前年度提出時から内容に変更がある場合必要

雇用契約書の写し

住居に係る民間賃貸借契約書の写し

提出方法

提出書類を本募集要項表紙に記載の提出先へ持参又は郵送により提出ください。

7.（参考）交付期間中の手続スケジュール

令和5年9月1日に就労者助成金の交付申請をした場合の例

年度	時期	申請者	市
令和5年度	令和5年9月1日	助成金交付申請	交付決定通知
	令和6年3月末	実績報告兼請求(9月～3月分)	交付額の決定通知 助成金の支給(9月～3月分)
令和6年度	令和6年4月	助成金交付申請	交付決定通知
	令和6年9月	実績報告兼請求(4月～8月分)	交付額の決定通知 助成金の支給(4月～8月分)

8. 注意点

(ア) 既に支給された助成金の一部について返還が生じる場合

市から助成金が支給された後、転入及び就労から3年を経過せずに田辺市から転出した場合、若しくは、就労した事業所を退職した場合、既に支給済みの助成金の一部を返還していただきます。

(イ) 既に支給された助成金の全額について返還が生じる場合

虚偽の申請その他不正な手段により助成金の支給を受けた場合

(ウ) 実績報告書類の提出期限について

助成金の実績報告については、令和6年3月31日の提出期限を過ぎた場合、令和5年度分の助成金については交付できなくなる場合があります。提出期限を厳守し、提出ください。

(エ) 家賃助成金について

民間賃貸住宅(2親等以内の親族が所有する住宅を除く)が対象ですので、市営住宅、県営住宅等の公営住宅は対象外となります。

(オ) 就労準備費用について

業務上必要な作業服、長靴、教材、書籍等が対象となります。業務と関連がないと判断できるものは対象外となります。また、判断が困難なものについては勤務先の管理者等に確認する場合があります。

(カ) 通勤用自動車購入費用について

民間の事業者から購入したものを対象とします。

(キ) 子どもの学用品購入費用について

学校において必要な学用品が対象となります。学校と関連がないと判断できるものは対象外となります。また、判断が困難なものについては学校等に確認する場合があります。

(ク) 社会福祉主事等の資格取得費用について

基本的に講座を修了し資格取得できた場合に助成金を支給します。

(ケ) 助成金の支給対象となる期間

転入及び就労の開始日が属する月からとなります。

(10) 個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについては、市において適切に管理します。また、定住促進に係る情

報提供・アンケート等を送付させていただく場合があります。

9. Q & A

申請前

Q. 住民票謄本は転入前と転入後、どちらのものが必要になりますか？

A. 申請時の添付書類に田辺市へ転入後の住民票謄本を提出ください。

交付決定～実績報告まで

Q. 助成金交付決定通知を受けた後、田辺市内の指定区域外にある他の民間賃貸住宅に引っ越しました。何か手続が必要になりますか？

A. 指定区域に居住することが条件ですので、田辺市内であっても指定区域外に転居された場合は、助成金の対象外となります（転居月の前月までの家賃は対象とします）。

Q. 助成金交付決定通知を受けた後、「助成対象要件」を満たさなくなりました。助成金は交付されますか？（例：市外へ転出、別の登録事業所または異業種へ転職等）

A. 「助成対象要件」を満たさなくなった場合、速やかに実績報告を行ってください。審査の結果、助成金の一部について支給される場合があります。

助成金の交付

Q. 助成金の交付はいつ頃になりますか？

A. 助成金は、年度末（3月）に提出いただく実績報告書兼請求書の審査後、4月末までに支給します。